

日本国環境省とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府環境食料農村地域省との間の環境中内分泌かく乱化学物質の研究の継続に関する合意書（仮訳）

日本国環境省とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府環境食料農村地域省（以下、両者を「両当事者」という）は、

内分泌かく乱化学物質とその影響に関する分野における研究開発を促進することにより、環境保護の促進と強化が図られることを希望し、1994年6月13日に東京で署名された、科学技術における協定に関する日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下、「政府間協定」という）に規定された協力活動の推進を希望し、政府間協定の第3条に従って、1999年12月7日に東京において及び2005年1月22日にグラスゴーにおいて署名された合意書を継続する以下のような取決めを結んだ。

第一項 目的

この合意の継続（以下、「継続合意」という）の目的は、内分泌かく乱化学物質及びその水環境への影響に関する科学情報の交換及び共同研究活動の発展のための条件を提供することである。

第二項 協力活動

協力は、以下に示す手段を含む複数の手段を通して実行する。但し、以下の事項に限定されるものではない：

1. 技術的情報の自由な交換
2. 相互に有益である場合は、研究上の知見を共有し、共同研究を発展させること
3. 相互に関心のある題目について合同シンポジウム、ワークショップ及び学術的討議の開催
4. 両当事者間において定められた条件下での両当事者による専門家の交換

第三項 実施

1. 継続合意の成果は、英国環境食料農村地域省及び日本国環境省が評価を行う。
2. 担当の公官と研究者の会合は、日本国又は英国で定期的に行われる。
3. 両当事者は、共同研究チームのメンバーを特定し：
 - (a) 継続合意を監督し、
 - (b) 評価を行い、
 - (c) 両当事者の政府全般への取り込み及び国民への成果の公表を促進する。
4. 共同研究チームは、英国環境食料農村地域省及び日本国環境省並びに両当事者の他の関係省庁の公官、研究機関及び大学の研究者の代表により構成される。
5. 継続合意に際し、両当事者は各々の国の研究統括者を指名する。
6. 研究統括者は、継続合意の成功裏の実施を促進し、2010年から2015年までの期間の成果を評価する。研究統括者は共同研究チームのメンバーとする。
7. 英国環境食料農村地域省と日本国環境省は、各々の国で実施する共同研究プロジェクトを特定、管理、評価する。
8. 政府間協定の第3条に従って、必要に応じ、特定の共同活動の主題、手続き、条件及び他の必要な事項についての追加的な取決めを行うことができる。

第四項 共同研究の主要テーマ

共同研究の主要テーマは、以下のテーマを含む。但し、以下の分野に限定されるものではない。

1. 処理排水中及び環境中の主要な内分泌かく乱作用を有すると疑われる化学物質及び新たな化学物質の挙動を推定するための研究、並びにそれら化学物質の環境中への排出を低減するための研究

2. 内分泌かく乱化学物質が起こしうる環境リスクを評価するための野生生物への悪影響を推定する方法の開発
3. 水生生物及びその他の生物の生殖及び成長への影響を把握するための化学物質試験法における様々なエンドポイントの評価に関する研究
4. 英国及び日本における野生生物への環境リスクの解析

第五項

その他の実施すべき事項

両当事者はワークショップ及び協力に関連する年報、並びに共同研究に関する最終報告書を作成し公表することとする。

第六項

雑則

1. 継続合意は、政府間協定に従い実施するものとする。
2. 継続合意は、署名が完了した時点で効力を発するものとし、5年間効力を存続する。但し、いずれか一方の当事者が相手方へ6ヶ月前に書面で通告することによりこの継続合意を終了させることができる。但し、両当事者がそのように合意しない限り、この終了は継続中の活動の完了に影響を与えない。この継続合意は、両当事者間の書面での取決めにより、延長又は修正することができる。
3. 継続合意は、政府間協定が有効である限り、効力を存続する。

2009年11月14日大阪にて署名

(日本国環境省代表者及び英国環境食料農村地域省代表者による署名)